

## ○新富町議会基本条例

平成26年 1月31日

条例第1号

改正 平成30年9月19日条例第19号

地方議会は、住民の直接選挙により選出される議員と首長による二元代表制の下、首長の独任制の執行機関に対して、議会は合議制の議事機関として自治体行政の事務執行に自らが持つ議決権や行政監視・評価といった権能を最大限に生かし、地方自治実現のためその責務を果たさなければならない。

新富町は、新田原基地所在という特別な役割を担っている地域であり、新富町議会は、町民の安心安全を担保するための活動を行っている。地方分権が進展し、地方自治体における自己決定、自己責任の範囲が拡大する今日にあっては、議会の政策形成機能の充実が大変重要になっている。新富町議会及び議員は、常に自己研さんと資質の向上に努め、町政の課題を把握するとともに議員間討議を活発に行い、町民の多様な意見を反映させた政策の立案及び提言機能を十分に発揮しながら、町民幸福の向上と郷土新富町の発展を目指し、町民に開かれ信頼される議会づくりを実現しなければならない。

ここに、新富町議会は、地方自治の本旨である「住民自治」と「団体自治」の実現のため、自らの活動と責務等の指針を明確にし、町民の負託に的確に応えることを決意し、議会の最高規範として、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）の下に、新富町議会（以下「議会」という。）に関する基本的事項を定めることにより、議会の活性化を推進し、町民の負託に的確に応え、もって町民幸福の向上と新富町の発展に寄与することを目的とする。

(議会活動の原則と責務)

第2条 議会は、次に掲げる原則に基づいて活動し、その責務を果たさなければならない。

- (1) 町長その他の執行機関（以下「町長等」という。）が行う町政を最終的に決定する議事機関であることを認識し、調査、質問、質疑及び修正等を通して政策形成し、町の最終的な意思決定を行うこと。
- (2) 町政運営が適法・適正・公平かつ効率的・民主的になされているか、町民の立場になって公正に監視及び評価すること。

(議員活動の原則と責務)

第3条 議員は、次に掲げる原則に基づいて活動し、その責務を果たさなければならない。

- (1) 町民全体の代表者であり、奉仕者であることを認識し、公正かつ公平に町民全体の幸福の向上を目指して活動すること。

(2) 常に自己研さんと資質の向上に努め、社会情勢を把握するとともに、町政全般について町民と対話を重ね、町民の意見をくみ取りながら、課題解決の調査研究を進め、地域の発展を目指すこと。

(3) 町民全体の代表者として、議会行事及び公的行事に自ら参加する等、良心と責任感を持って議員の品位を保持し、行動すること。

(町民参加及び町民との連携)

第4条 議会は、町民に対して議会活動に関する情報を積極的に公表し、透明性を高めるとともに、町民との連携を図るよう努めなければならない。

2 議会は、事務に関する調査又は議案等の審査に当たっては、専門的知見の活用、公聴会及び参考人制度を活用し、町民等の参加を保障しなければならない。

3 議会は、町政に反映する合議体として町民の多様な意見を把握するため、町民との意見交換の場を設けるとともに、町民参加の推進に努めなければならない。

(請願及び陳情)

第5条 議会は、請願及び陳情を町民や団体等からの政策提言と位置付け、その審議においては、請願等の提案者の意見を聴く機会を設けなければならない。

(議会報告会等)

第6条 議会は、議会報告会又は意見交換会等を毎年1回以上開催しなければならない。

2 議会報告会又は意見交換会等は、町の諸課題に対する町民の意見を広く聞くものとする。

3 議会は、町民の意見を議員間討議により、協議に付さなければならない。

(平30条例19・一部改正)

(会議等の公開)

第7条 議会は、開かれた議会を実現するため、本会議のほか、委員会及び全員協議会について、人権の擁護又は町の利益に反する場合等を除き、原則公開とする。

(議会と町長等との関係)

第8条 議会は、議会審議における議員と町長等との関係については、対等な緊張関係の保持に努めるものとする。

2 議会の本会議における議員と町長等との質疑応答は、論点を明確にするため、一問一答の方式で行うことができる。

3 議会の本会議に出席した町長等は、議長の許可を得て、議員からの質問又は質疑に対して反問することができる。

4 町長等は、議長の許可を得て、町政に関する資料の提出及び説明をすることができる。

(定例全員協議会)

第9条 議会は、定例会のある月を除き、情報の共有及び意見の調整を図るための全員協

議会を開催するものとし、議長が招集する。

(議会運営)

第10条 議会は、民主的で効率的な議会運営を行わなければならない。

2 議会は、重要な議案に対する議員の賛否の表明について、第12条第3項の規定による議会広報誌により町民に公表するものとする。

(政策提言協議の場の設置)

第11条 議会は、新富町議会会議規則（昭和62年新富町議会規則第7号。第14条において「会議規則」という。）の定めるところにより、町政に関する重要政策及び課題について、議員間討議を十分に行い、共通認識の醸成及び合意形成を図るための場を設置する。

2 前項の協議が整ったときは、町長等に対し政策提言を行うものとする。

(広報広聴)

第12条 議会は、多様な広報手段を活用することにより、多くの町民が議会と町政に関心を持つような広報活動及び町民の意見や要望等を聴くための広聴活動を行うものとする。

2 議会は、広報広聴機能の充実のため、議員で構成する広報及び広聴に関する特別委員会を置くものとする。

3 議会は、町政に係る重要な情報や多様な意見を町民に対して周知するため、議会広報誌を発行するものとする。

4 前項の議会広報誌は、定例会終了後に発行し、速やかに配布するものとする。

(議会事務局の体制整備)

第13条 議会は、議員の政策立案能力の向上を図り、議会運営を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能及び法務能力の充実強化並びに組織体制の充実に努める。

(議会改革の推進)

第14条 議会は、議会の信頼性を高めるため、議会運営に関する評価と改善を行い、継続的な議会改革に取り組まなければならない。

2 議会は、この条例に規定するもののほか、議会運営の基本となる会議規則、新富町議会委員会条例（昭和62年新富町条例第1号）等について、常に見直すよう努めなければならない。

(条例の遵守)

第15条 議会及び議員は、法令とこの条例の理念及び基本原則並びにこれらに基づいて制定される条例、規則等を遵守して議会を運営しなければならない。

2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、必要に応じて、この条例に関する研修を行わなければならない。

3 この条例を実施するための実施計画は、毎年議会が定める。

(条例の見直し)

第16条 議会は、この条例の施行後、常に町民の意見及び社会情勢の変化を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成30年9月19日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。